

平成28年度

耳成山国有林外森林整備事業（保護）

閲覧図書

1. 契約書（案）
2. 事業内訳書
3. 作業仕様書
4. 事業箇所位置図
5. 作業記録報告書
6. 入札者注意書
7. 契約情報の公表

(案)

要割印
収入印紙

森林整備事業請負契約書

1. 事業名 耳成山国有林外森林整備事業（保護）
2. 事業場所 別紙図面のとおり
3. 事業量 別紙事業内訳書のとおり
4. 事業期間 契約締結日の翌日から
平成29年3月17日まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり
5. 請負金額 ￥. ー
(うち取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）額￥. ー)
- [注] 「取引に係る消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、請負金額に8/108を乗じて得た額である。
()の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。
6. 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
(適用されるものは○印、削除されるもの×印。)

適用削除の区分	選択事項	選択条項	
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号	
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号	
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号	
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号	
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号	
×	支給材料及び貸与品	第15条	
○	部分払	回数以内	第34条
×	前金払	分の 以内	第36条第1項
×	中間前金払		第36条第3項

7. 特約事項

- (1) 請負代金は、近畿中国森林管理局において支払うものとする。
- (2) 伐倒木の持ち出しは禁止する。
- (3) 使用材料は書面により報告し、必ず承認を受けること。
- (4) 暴力団排除に関する特約条項は別紙のとおり。

上記の作業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び平成28年11月2日付けで交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 (住所) 奈良市赤膚町1143-20
分任支出負担行為担当官
(氏名) 近畿中国森林管理局
奈良森林管理事務所長 片山 宏文

請負者 (住所)
(氏名)

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下以下同じ。）は、乙（請負者をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為した場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為。
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為。
- (5) その他前各号に準ずる行為。

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

事業内訳書

事業種	事業期間	記番	国有林	林小班	本数	数量(m ³)			摘要	
						幹・枝条	根株	計		
カシノナガキイムシ駆除 (伐倒くん蒸処理)	契約締結日の翌日 ～ 平成29年3月17日		耳成山	28 い	40	16.88	1.03	17.91	カシノナガキイムシ被害木	
			香久山	29 い1	17	13.00	0.79	13.79	カシノナガキイムシ被害木	
			香久山	29 ほ	4	2.21	0.13	2.34	カシノナガキイムシ被害木	
			畝傍山	30 い	39	18.93	1.15	20.08	カシノナガキイムシ被害木	
			畝傍山	30 ろ	2	0.30	0.02	0.32	カシノナガキイムシ被害木	
			畝傍山	30 へ1	2	2.53	0.15	2.68	カシノナガキイムシ被害木	
			畝傍山	30 の	1	0.32	0.02	0.34	カシノナガキイムシ被害木	
			野山	43 い3	10	7.10	0.43	7.53	カシノナガキイムシ被害木	
			野山	43 ろ1	4	4.98	0.30	5.28	カシノナガキイムシ被害木	
			野山	43 ほ1	4	1.90	0.12	2.02	カシノナガキイムシ被害木	
			野山	43 と	2	3.20	0.19	3.39	カシノナガキイムシ被害木	
			野山	43 め2	3	3.01	0.18	3.19	カシノナガキイムシ被害木	
			野山	43 め3	13	9.37	0.57	9.94	カシノナガキイムシ被害木	
			野山	43 り2	3	3.47	0.21	3.68	カシノナガキイムシ被害木	
			野山	43 り3	2	2.78	0.17	2.95	カシノナガキイムシ被害木	
				小計		146	89.98	5.46	95.44	
		支障木伐倒処理	契約締結日の翌日 ～ 平成29年3月17日		耳成山	28 い	65	21.62	0.00	21.62
	耳成山			28 ろ	37	21.18	0.00	21.18		
	耳成山			28 は	1	0.18	0.00	0.18		
	香久山			29 い1	10	3.23	0.00	3.23		
	香久山			29 ほ	2	0.48	0.00	0.48		
	畝傍山			30 い	6	1.17	0.00	1.17		
	畝傍山			30 ろ	4	2.44	0.00	2.44		
	畝傍山			30 へ1	9	0.89	0.00	0.89		
	畝傍山			30 わ	5	1.36	0.00	1.36		
	畝傍山			30 り	2	0.89	0.00	0.89		
	畝傍山			30 な	6	1.48	0.00	1.48		
	野山			43 り2	1	0.07	0.00	0.07		
	野山			43 り3	1	0.29	0.00	0.29		
				小計		149	55.28	0.00	55.28	
		合計		295	145.26	5.46	150.72			

記載要領

- (1) 作業種別に計をする。
- (2) 作業期間は作業種別に定める。
- (3) 摘要欄には作業方法(全刈、筋刈等)及び適宜の事項を記入する。
- (4) 林齢は下刈についてのみ記入し、特約事項の林齢とする。

作業仕様書総則

- 1 近畿中国森林管理局管内の造林関係請負事業の実施に当たっては、この作業仕様書、特記仕様書、造林事業請負標準仕様書、造林事業請負実行管理基準及び図面（以下、「設計図書」という。）に基づき実施するものとする。
- 2 現場は、周囲を測量杭（又はテープ）等によって標示している。
- 3 設計図書に基づき調達した材料（苗木・薬剤・シカ防護柵・肥料）の使用に当たっては、その使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
- 4 実行記録写真は、造林事業請負実行管理基準に定める実行記録写真の撮影要領に基づき撮影することとするが、一連の記録写真は契約の記番毎に1箇所以上撮影するものとする。
- 5 造林事業請負標準仕様書第21条における事故とは、4日以上の上休を要する労働災害、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故とする。
監督職員が指示する様式（事故報告書）は、別に定める「請負事業事故報告書」とする。
- 6 本事業の実施に必要な諸作業で、設計図書に明記していないものは、乙において実施し、その費用は乙の負担とする。

特記仕様書

〔作業時間〕

1. 耳成山、香久山、畝傍山国有林での作業は、平日8：30～17：00までとする。指定時間外及び、土曜日、日曜日、祝日の作業は周辺住民への騒音配慮のため禁止とする。

〔伐倒・集積〕

2. 事業箇所の一部は、貸付又は使用許可区域等、第三者が使用している箇所もあるため、集積にあたっては、事前に監督職員に確認のうえ指示に従うこと。
3. 事業箇所は、保安林等の法令制限がある場合もあるので、支障木が発生した場合は、法令手続が必要な場合もあるので、事前に監督職員に指示を仰ぐこと。
4. 事業箇所は、歴史的風土特別保存地区及び、風致地区等に指定されている箇所もあるため、景観に配慮した作業を行うこと。

〔その他〕

5. 車両の駐車にあたっては、監督職員の指定した箇所又は、一般車両の通行に支障のない箇所に駐車すること。また、駐車中は請負事業の車両である旨を車両に表示すること。

カシノナガキクイムシ駆除（伐倒くん蒸処理）仕様書

- 1 被害木の表示を十分確認すること。
- 2 伐倒方向は安全な方向とし、下流での被害防止のため、沢等への伐倒は避けること。
伐倒にあつては、かかり木の除去等を行い、残存木の保護に万全を期すること。
- 3 薬剤の使用に当たっては、その散布方法、使用量等について、農薬登録における使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
- 4 薬剤散布の対象は、根株・樹幹部分及び末木枝条とし、もれのないよう散布すること。
- 5 降雨中、降雨直後及び薬剤散布直後に降雨が予想される場合、並びに強風の場合は、散布を行わないこと。
- 6 散布に当たっては、あらかじめ監督職員に連絡し、立会を求めること。
なお、監督職員の立会がなかった場合は散布後速やかに監督職員に届け出て、散布の確認を受けること。
- 7 請負者は、事業日報に薬剤の使用量並びに処理数量（材積）を明確に記入し、必要に応じ監督職員に提示し、事業終了後はこれとともに別紙様式の作業記録報告書を森林管理署長（監督職員経由）に提出すること。
- 8 請負者は、薬剤の使用を予定している最初の日までに、「農薬使用計画書」を最寄の農政局（地域センター）に届出をすること。

〔伐倒作業〕

- 9 伐倒方向は安全な方向とし、下流での被害防止のため、沢等への伐倒は避けること。
かかり木の除去等を行い、残存木の保護に万全を期すること。
- 10 樹幹、末木枝条は原則として薬剤処理に有効な長さ50 cm程度に玉切ること。
- 11 玉切り処理木及び根株には、チェーンソーで深さ5～10 cm程度のノコ目を入れること。〔図ー2・図ー3参照〕

〔地ならし・集積〕

- 12 伐倒した箇所付近にあらかじめ地ならし（2 m²程度）を行い、樹幹、末木枝条を程度集積すること。
地ならしの際は、くん蒸シートが破れないように地表部の灌木や突起物を処理しておくこと。

〔薬剤くん蒸処理〕

- 13 薬剤使用量は、被覆内容積1 m³（材積0.6 m³程度）当たり原液1.0ℓとする。
- 14 集積した樹幹、末木枝条及び根株に薬剤処理後、くん蒸用シートですばやく梱包

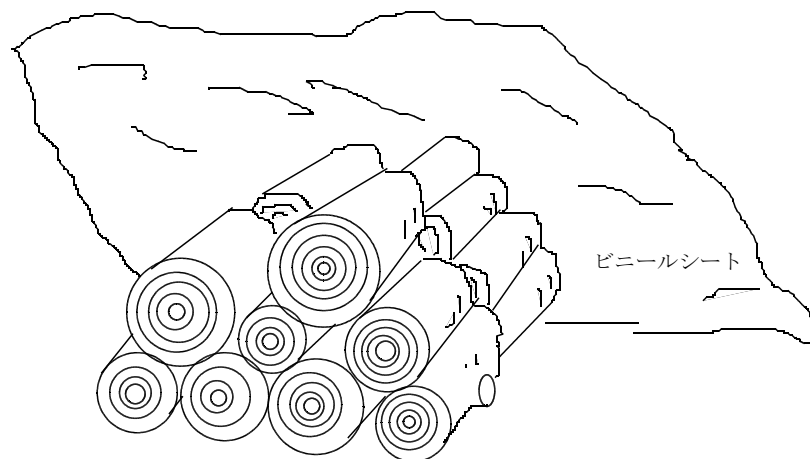
し、ガムテープで密閉するとともに、くん蒸用シートに薬剤処理したことを表示すること。

シートは密封を保つため裾を土石等で押えること。〔図－1 参照〕

- 15 急傾斜地等により転落のおそれがある箇所をやむを得ず梱包を行う場合には、転落防止策を講じること。
- 16 使用した薬剤の空容器は、環境に影響が出ないよう産業廃棄物として適切に廃棄処分すること。また、その処理を証明する書類（マニフェスト等）を提出すること。

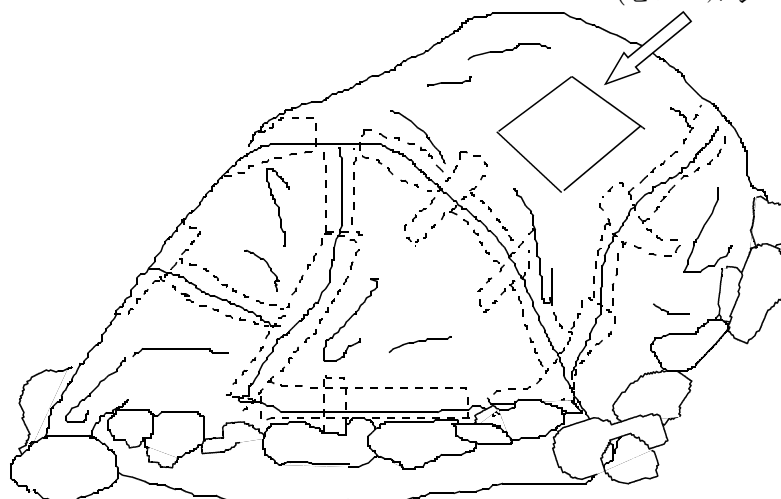
[図-1] 被害木のビニール梱包

地表の地ならし後、玉切りした被害木を集積し、被害木全体をビニールシートで覆えるように準備した後、薬剤処理し、ビニールシートを被せる。



ガムテープを使用しビニールシートで被害木を密封をする。
薬剤処理の表示を見やすい箇所に行く。

※ 薬剤処理の表示
(ビニールシートに同封又は貼付)



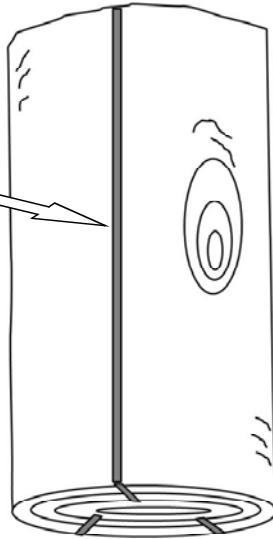
注意事項

- (1) 急傾斜地など転落の恐れがある場所でやむを得ずビニール梱包を行う場合には、転落防止対策を講じること。
- (2) 薬剤が抜けないように周囲の土石等を用いビニールシートを密封する。
- (3) 枝条等でシートを破らないよう注意すること。

[図-2] 被害木（樹幹-枝条部分）への薬剤注入孔

（上方より見た場合）

※ チェーンソーのコノ目
深さ5cm～10cm程度

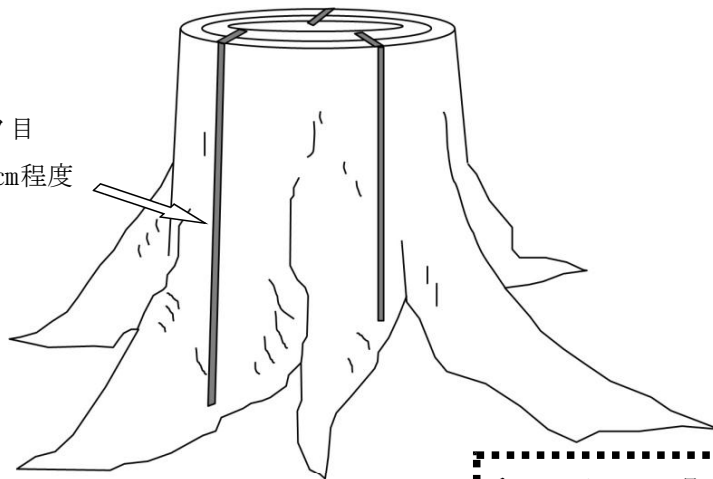


チェーンソーのコノ目	
1.4cmまで	不要
1.4～4.0cm	2本
4.0cm以上	3本を目安とする

[図-3] 被害木（根株）への薬剤注入孔

<根株高が高い場合>

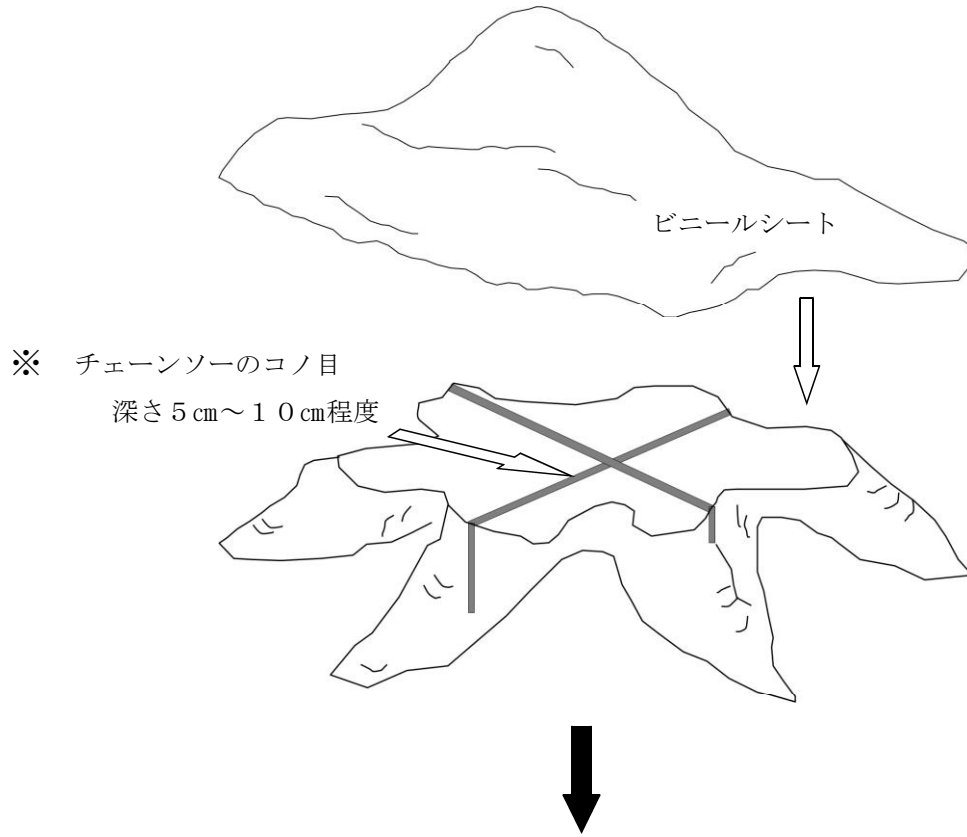
※ チェーンソーのコノ目
深さ5cm～10cm程度



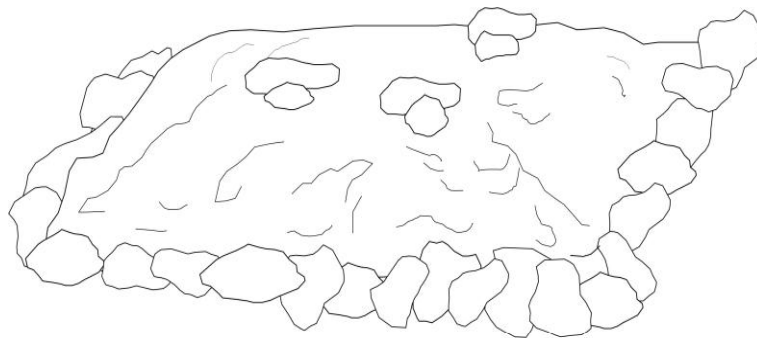
チェーンソーのコノ目	
1.4cmまで	不要
1.4～4.0cm	2本
4.0cm以上	3本を目安とする

<根株高が低い場合>

根株の切高を極力低くし、薬剤注入後ビニールシートを被せる。



周囲の土石等を用いビニールシートで根株を密封する。



支障木伐倒処理仕様書

- 1 伐倒木の表示を十分確認すること。
- 2 伐倒方向は安全な方向とし、下流での被害防止のため、沢等への伐倒は避けること。
伐倒にあつては、かかり木の除去等を行い、残存木の保護に万全を期すること。

〔伐倒作業〕

- 3 伐倒方向は安全な方向とし、下流での被害防止のため、沢等への伐倒は避けること。
かかり木の除去等を行い、残存木の保護に万全を期すること。
- 4 樹幹、末木枝条は原則として長さ50 cm程度に玉切ること。

〔集積〕

- 5 伐倒した箇所付近にあらかじめ地ならし(2 m²程度)を行い、樹幹、末木枝条を集積すること。
- 6 集積にあつては、境界沿い、道路沿い、歩道沿いは極力避けること。やむを得ず集積する場合は、監督職員の指示を仰ぎ、支障のないよう集積すること。
7. 斜面に集積する場合は、転落防止の措置をすること。

カシノナガキクイムシ駆除（伐倒くん蒸処理）
薬剤等購入仕様書

1 購入薬剤

- | | |
|----------|----------------------|
| ① 農薬の用途 | カシノナガキクイムシ駆除用薬剤（くん蒸） |
| ② 農薬の種類 | カーバム材 |
| ③ 適用木名 | カシ・ナラ・シイ（枯損木） |
| ④ 適用病虫害名 | カシノナガキクイムシ |
| ⑤ 薬剤数量 | 1590 |

2 くん蒸用シート

- | | | |
|------|---------|---------------------|
| ① 材質 | 規格 | （例：低密度ポリエチレン（LDPE）） |
| ② 色 | 〃 | （例：白） |
| | 厚さ×長さ×幅 | （例：0.1mm×4m×36m） |
| ③ 数量 | 162枚 | |

3 布テープ（梱包・表示用）

- | | | |
|-------|------|----------------|
| ① 材質 | 規格 | （例：特殊素材） |
| ② 耐荷重 | 〃 | （例：重梱包用） |
| ③ 規格 | 色 | （例：段ボール色） |
| | 幅×長さ | （例：50mm×25m以上） |
| ④ 数量 | 38個 | |

4 注意事項

- (1) 農薬登録済みの薬剤及び下記の品質・特性を有した物品を購入すること。
- (2) 薬材・材料は監督職員の確認を受けてから使用すること。
- (3) 納品書（写）を監督職員に提出すること。
- (4) 薬剤・材料の輸送にあつたては、破損等に留意し適切に取り扱うこと。
- (5) その他必要事項については監督員の指示によること。

位置図

耳成山国有林外森林整備事業（保護）

場所：耳成山国有林

縮尺：1/20,000

淀川広域流域森林計画区

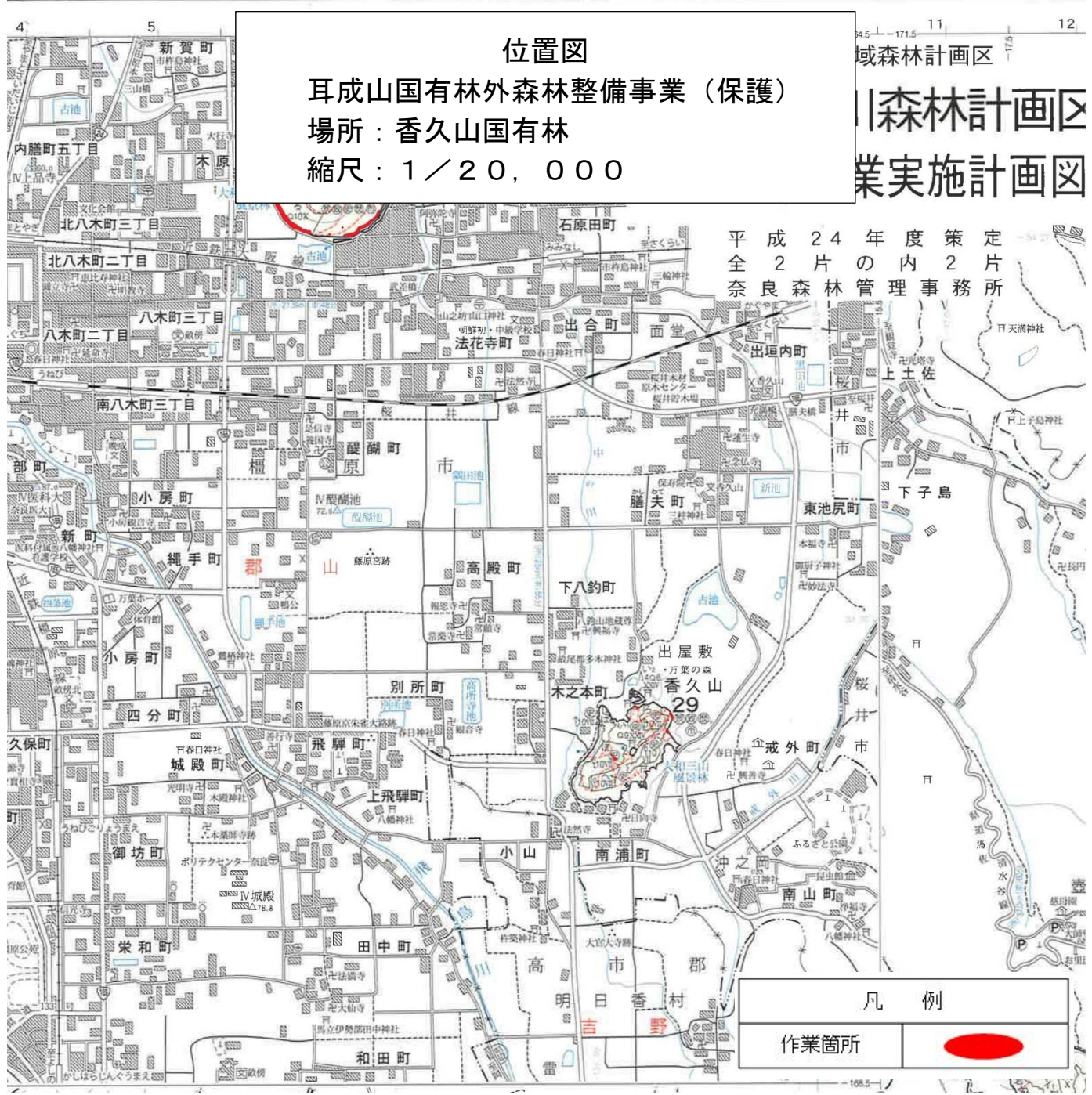
大和・木津川森林計画区

国有林野施業実施計画区

平成24年度策定
全2片の内2片
奈良森林管理事務所



凡例	
作業箇所	



位置図
 耳成山国有林外森林整備事業（保護）
 場所：香久山国有林
 縮尺：1／20,000

平成24年度策定
 全2片の内2片
 奈良森林管理事務所
 森林計画区
 業実施計画図

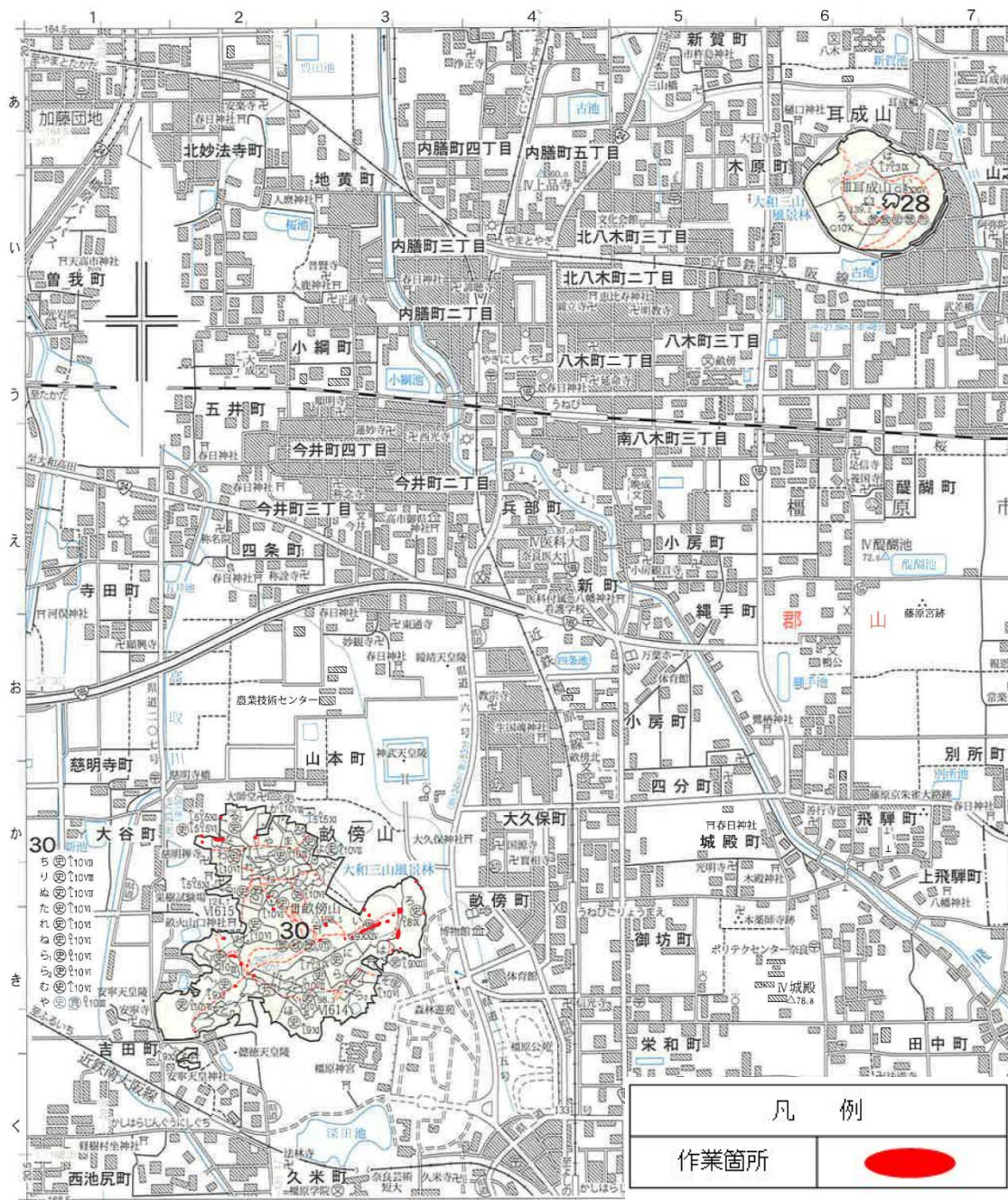
凡 例	
作業箇所	●

位置図

耳成山国有林外森林整備事業（保護）

場所：畝傍山国有林

縮尺：1 / 20,000

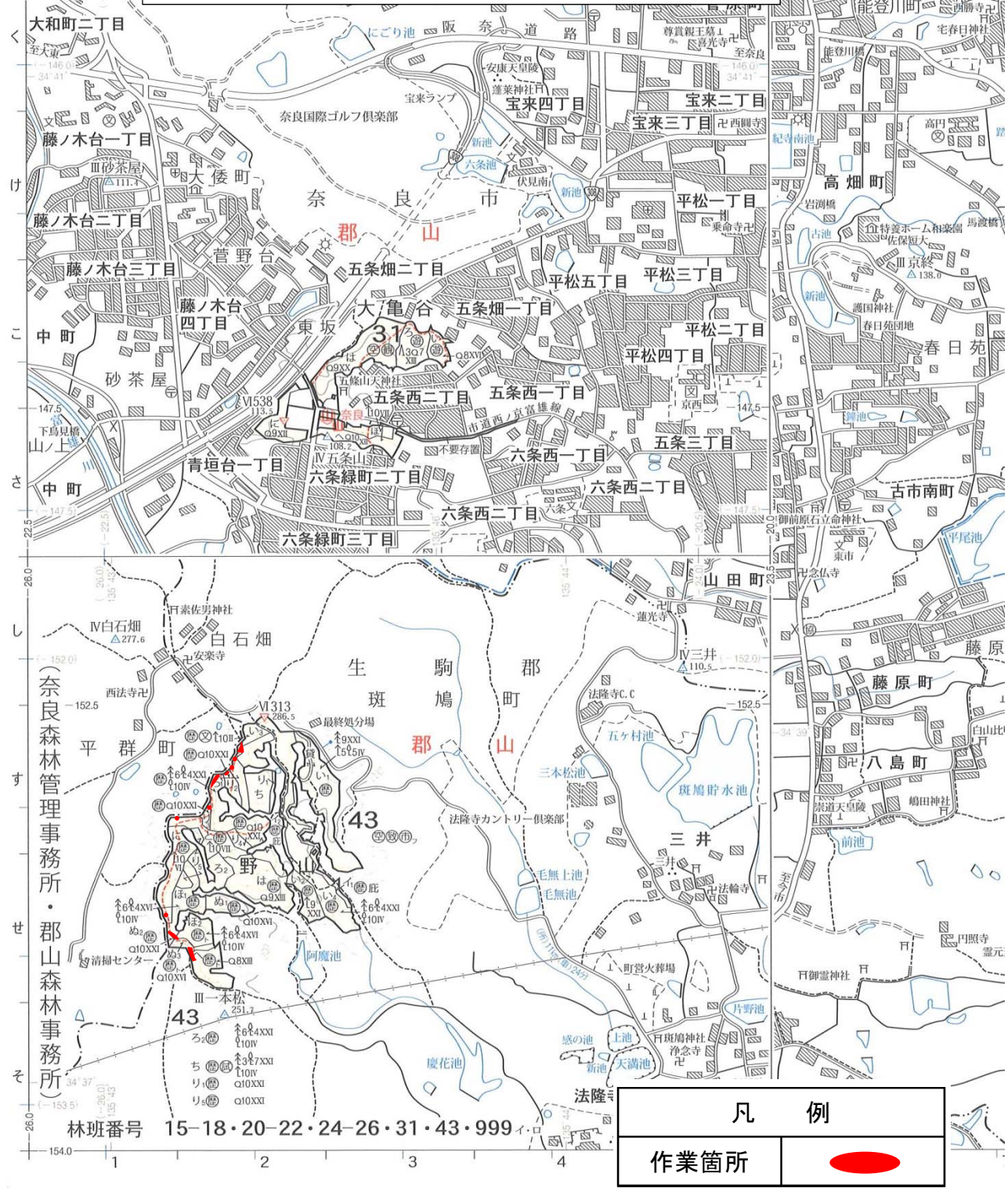


位置図

耳成山国有林外森林整備事業（保護）

場所：野山国有林

縮尺：1 / 20,000



(奈良森林管理事務所・郡山森林事務所)

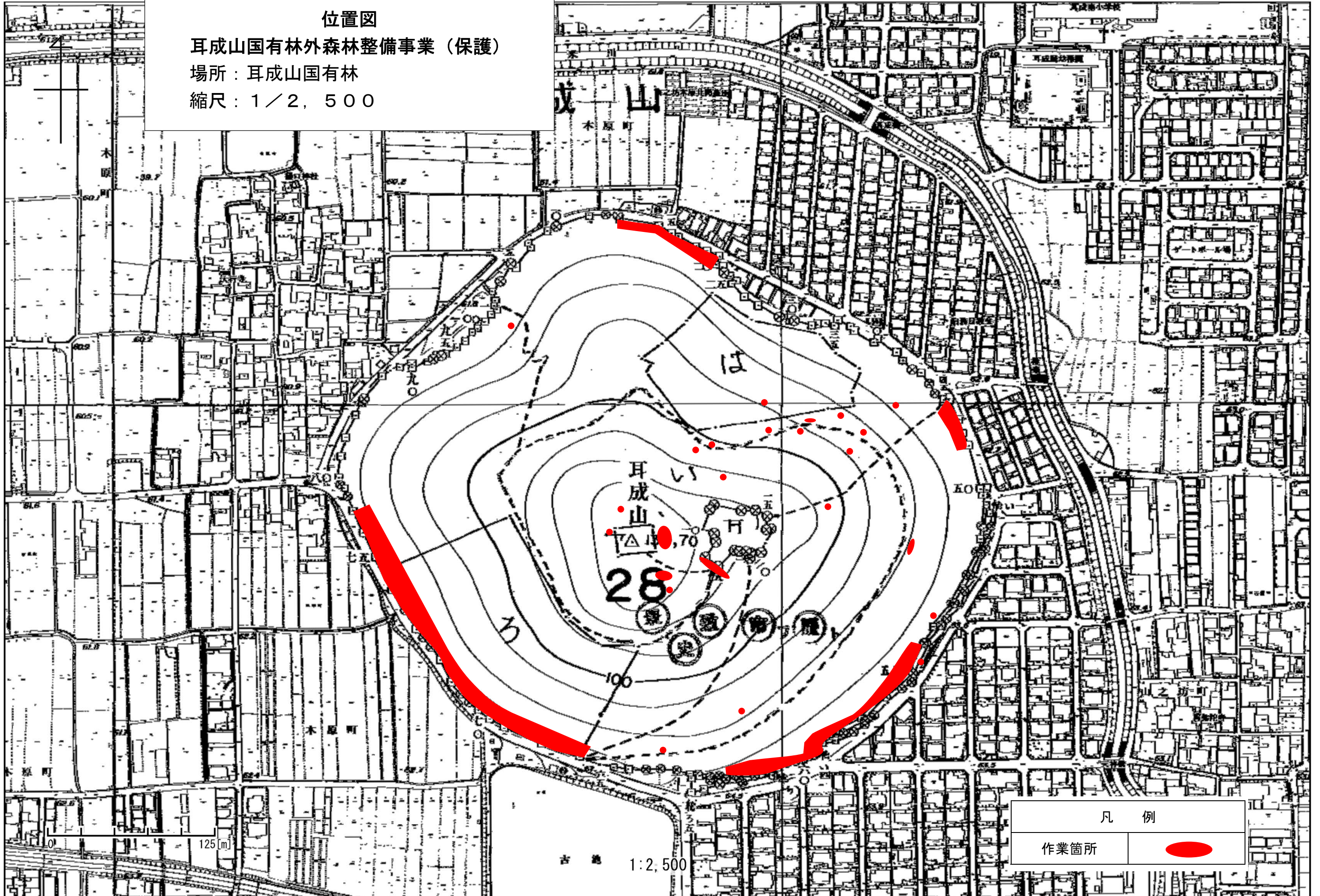
林班番号 15・18・20・22・24・26・31・43・999イ・ロ

位置図

耳成山国有林外森林整備事業（保護）

場所：耳成山国有林

縮尺：1/2,500



凡 例

作業箇所

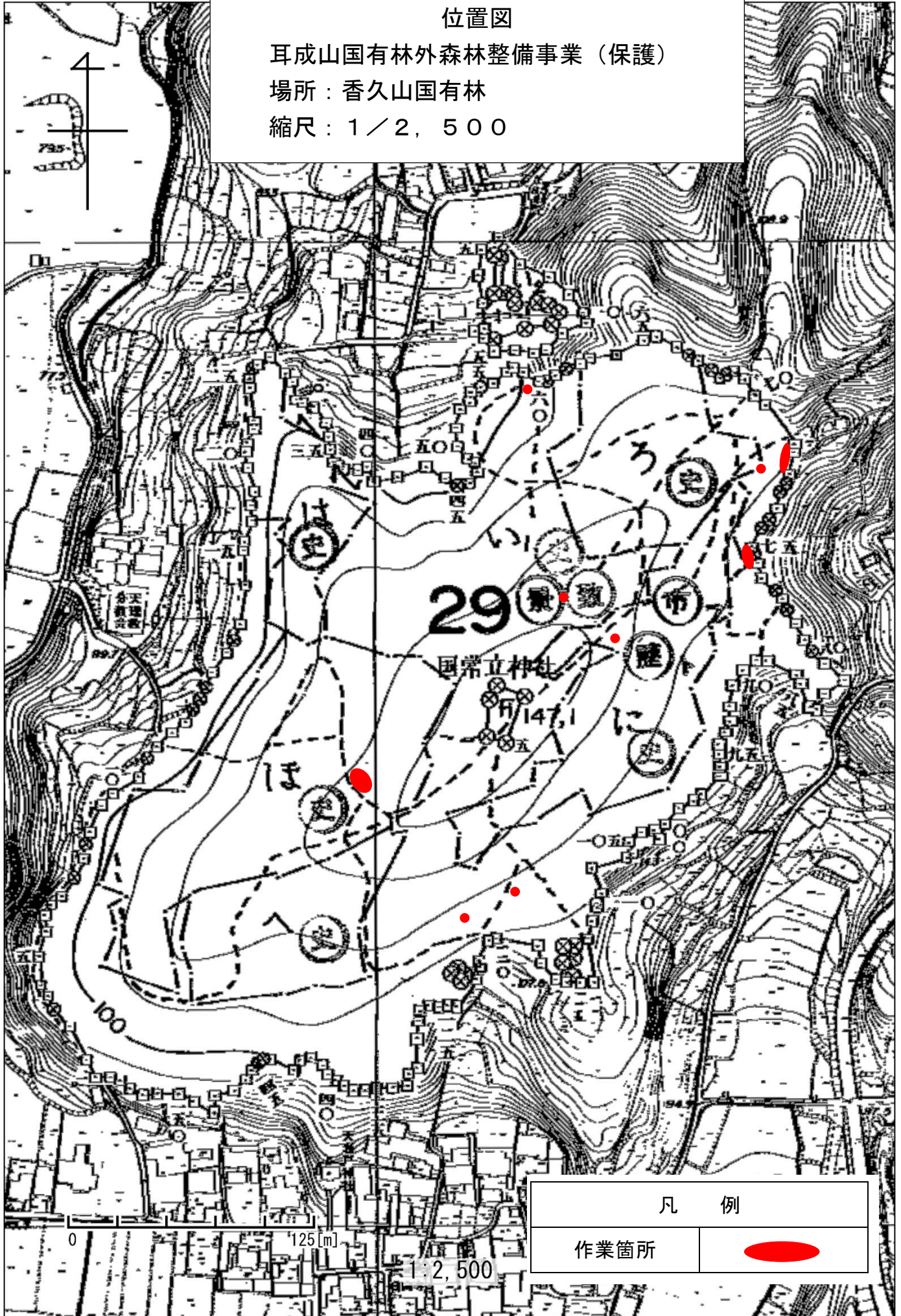


位置図

耳成山国有林外森林整備事業（保護）

場所：香久山国有林

縮尺：1 / 2, 500

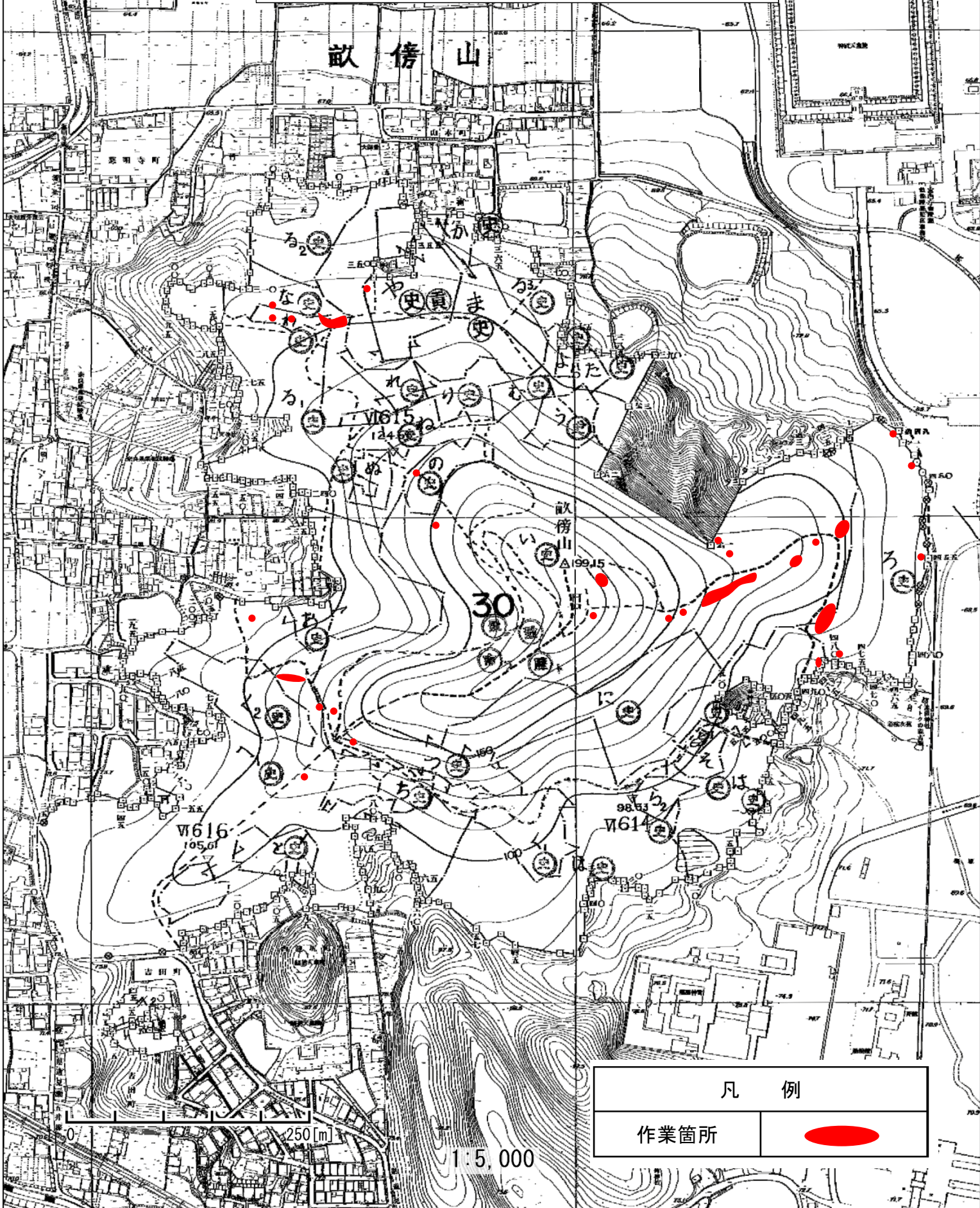


位置図

耳成山国有林外森林整備事業（保護）

場所：畝傍山国有林

縮尺：1 / 5, 000



凡例

作業箇所



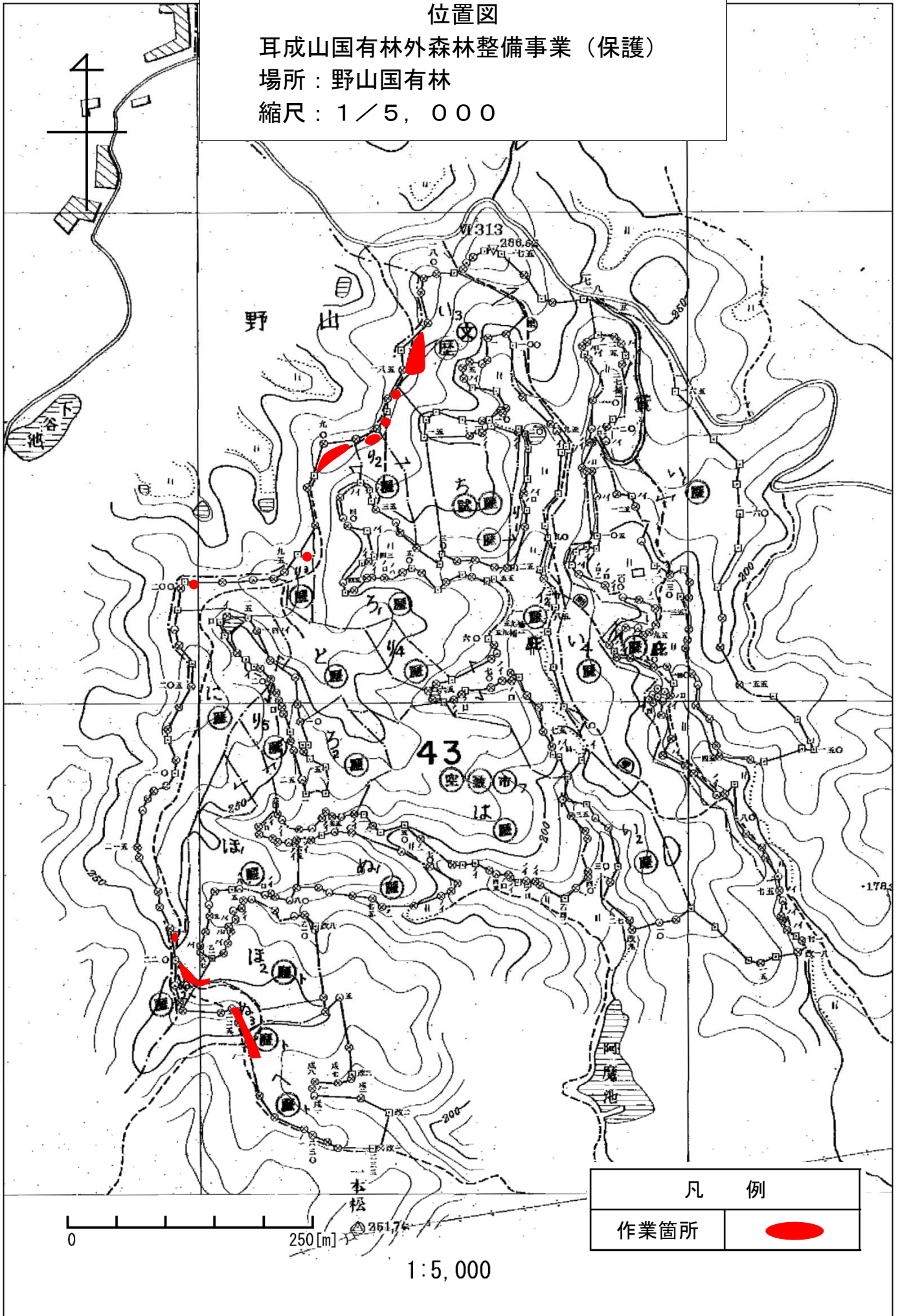
1 / 5, 000

位置図

耳成山国有林外森林整備事業（保護）

場所：野山国有林

縮尺：1/5,000



別紙様式（監督職員経由）

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官
近畿中国森林管理局
奈良森林管理事務所長 殿

報告者 住所
氏名

印

作業記録報告書

平成 年 月 日に契約締結した耳成山国有林外森林整備事業（保護）について、作業を完了したので下記のとおり報告します。

記

- 1 契約に定める駆除作業の内容（特別伐倒駆除、伐倒駆除）
- 2 作業記録

作業の内容	実施したもの	実施期間	実施場所	実施数量	注入実施者	摘要
被害木の伐倒（枝払い及び玉切を含む。）						
搬出（伐採地から販売を行う山土場までの伐倒木の搬出）						
伐倒木の破砕						
伐倒木の炭化						
伐倒木、枝条及び根株等の焼却						
伐倒木の薬剤散布						
伐倒木のくん蒸						
伐倒木及び根株等のはく皮						
はく皮した樹皮等の焼却						
破砕できない枝条等の薬剤散布						

- （注）
- 1 実施した全作業について○印を付し、それぞれの欄に記入する。
 - 2 駆除実施者欄は報告者以外が行った場合のみ記入する。
 - 3 実施した全作業のそれぞれの記録写真を添付する。
 - 4 摘要欄には、監督職員が一部又は全部立会いした年月日等、参考事項を記入する。

入札者注意書

入札参加者は、入札公告書、契約書案、本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知の上、入札して下さい。

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の入札に係る法令に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉とすること。
- 5 入札金額は、入札物件番号毎に総額を記載することとし、入札書には、入札者が消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載すること。ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
なお、所定の用紙を使用しない場合は「入札者注意書を承諾の上、入札する」旨明記すること。
- 6 所定の時刻を過ぎた入札書は受理しません。
- 7 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
- 8 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とします。
 - ア 入札参加資格のない者のした入札。
 - イ 入札金額・入札者名の確認ができないもの。
 - ウ 入札書に入札者の署名又は記名押印のないもの。
 - エ 入札物件番号を付した場合にあっては、入札物件番号を確認できないもの。
 - オ 入札金額を訂正した場合において、訂正印の押印がないもの。
 - カ 郵便入札の場合にあっては、入札書が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
 - キ 入札保証金（その納付に代えて提供される担保を含む。以下同じ。）が定められた日時までに納付がないか、又は納付金額に不足があるとき。（但し、入札保証金の納付を免除した場合を除く。）
 - ク 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
 - ケ その他入札条件に違反した入札。
- 9 一旦提出した入札書は、その理由のいかんにかかわらず引換、変更又は取消をすることができません。
- 10 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しません。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても受理しません。
- 11 開札の結果、予定価格に達する者がいないときは、後日再度の入札を行うことがあります。

- 12 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次によります。
- (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不相当であると認められるときは、落札の決定を保留することがあります。
 - (2) 前項の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められる入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければなりません。なお、調査の結果により、最低額の入札者であっても落札者とならない場合もあります。
 - (3) 第1項により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができません。
 - (4) 第1項の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知します。
- 13 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定します。
- なお、この場合、同価格の入札をした者のうち、当該入札に立ち会わない者又は、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定します。
- 14 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとします。
- 15 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の108に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。
- 16 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めるときは、入札の執行を中止します。
- 17 入札者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。
- 18 入札を辞退した者は、これを理由として、以降の指名等について、不利益な取扱いを受けることはありません。
- 19 入札者が入札を辞退するときは、その旨を、次により申し出ること。
- ア 入札執行前にあつては、入札辞退届を持参し、又は郵送する。
 - イ 入札執行中にあつては、入札辞退届又は辞退する旨を明確に確認することができる書面を直接提出する。
- 20 このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

